

[illegible]

- ☐ 特定操縦技能審査申請書の写し
- ☐ 被審査者の技能証明書の写し（「規則第 20 号様式 12. 技能証明書－特定操縦技能審査／確認」を含む。）
- ☐ 審査記録（チェックリスト等）※任意

(※審査記録の提出は任意だが、少なくとも２年間の保存が必要であり、当局から提出を求められた場合は速やかに提出すること)

口述審査

- ・実際に審査を行った審査（質問）項目について、以下に基づき該当する欄に「✓」すること

「適」：質問事項に概ね答えられる場合

「適（助言）」：助言の結果、質問事項に概ね答えられる場合

「未回答」：質問事項に答えられない場合

※未実施の項目については空欄とする。

※特定操縦技能審査実施細則・口述審査の判定基準における「質問事項に概ね答えられる」とは、約7割位の正答率（未回答が約3割未満）とする。

- ・所見、助言等を行った場合は、「所見」欄にその内容を記載すること

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ内容）	
	適	適 (助言)	未回答		
1：運航に必要な最新の知識					
1－1 最近の変更点					
※被審査者の前回審査時期を考慮して出題（飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須）					
・被審査者の状況により、次のいずれかに☑すること。					
☐ 安全講習会受講により確認済					
☐ 安全講習会受講後の変更有 ※口述ガイダンス「第1部1－1. 最近の変更点」から該当の変更事項を質問					
☐ 安全講習会未受講 ※口述ガイダンス「第1部1－1. 最近の変更点」から概ね全ての項目を質問					
（1）航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容について理解しているか（被審査者への手交を含む。）					
（2）直近の規則類（法令等）の改正点及び過去2年間で運航に必要と思われるAICについて説明できるか。（審査員の判断で質問できる。）					
1. 航空身体検査証明申請時の「自己申告確認書」の提出等について [2019.8.1]					
（1）航空身体検査証明申請において自己申告を行うにあたっての確認事項や提出書類について説明できるか。					
（2）航空身体検査証明の有効期間中であっても、身体検査基準への適合性が疑われる身体状態となった場合の措置について説明できるか。					
2. 操縦士の飲酒に関する基準の制定について [2019.1.31]					
（1）航空法第70条に定められたアルコール又は薬物に関する規制について説明できるか。					
（2）航空機乗組員の飲酒による運航への影響やルールについて説明できるか。					
（3）航空機乗組員がアルコールの影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体的な体内アルコール濃度について説明できるか。					
（4）アルコール検知器を正しく使用するための注意点を説明できるか。					
（5）アルコールの分解に要する時間について説明できるか。					

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	未回答	
3. 運輸安全委員会の勧告について				
(1) ベル式412EP型JA200Gの航空事故に係る勧告について（運委参第104号）[2020.2.27]				
1) 有視界飛行方式による飛行において、悪気象条件が予測される場合または予期せぬ悪天候に遭遇した場合の対応はどのようにすべきか。				
2) 空間識失調の危険性について説明できるか。				
3) 空間識失調に陥らないための具体的な予防策及び万一空間識失調に陥った場合にその状況から離脱するための対処策について説明できるか。				
4) 小型機が有視界飛行方式であるにもかかわらず、雲中飛行等により事故に至った事例を確認したことはあるか。また、「小型航空機の運航の安全情報」について確認しているか。				
(2) ソカタ式TBM700型N702AVの航空事故に係る勧告について（運委参第30号）[2019.7.25]				
1) 技能証明と同一の種類及び等級の航空機であっても操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合に受ける教育訓練の必要性を説明できるか。				
2) 教育訓練を受ける必要性がある場合を説明できるか。				
3) 教育訓練の内容に含まれるものを説明できるか。				
4) 教育訓練を受けずとも学習を行う必要性がある場合及び学習内容を説明できるか。				
(3) セスナ式172P型JA3989の航空事故に係る勧告について（運委参第81号）[2018.8.30]				
1) あなたが操縦する航空機の防氷・除氷に関連する装備品はどうなっていますか。その装備品の作動原理を簡単に説明できるか。また、その装備品の作動点検要領について説明できるか。さらに、その装備品を作動しなければならない時はどのようなときか。				
2) 着氷気象状態について具体的に説明できるか。				
3) あなたが操縦する航空機は着氷気象状態で飛行することは可能ですか。				
4) 「可能」ならばその証明はどのようになされていますか。				
5) あなたは航空機を操縦するとき、シートベルト及びショルダ－ハーネスの着用・締め付け具合の確認をどのタイミングでどのように行っていますか。また、同乗者がいる場合にその者に同様のタイミングで注意喚起を実施していますか。				

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ [°] 内容）
	適	適 (助言)	未回答	
6) 航空機用救命無線機等について				
ア) 本日の審査飛行に搭載すべき法定救急用具とその根拠について説明できるか。				
イ) 本日の審査飛行に搭載すべき法定救急用具の点検の方法はどのように実施しますか。				
ウ) 本日の審査飛行に搭載すべき航空機用救命無線機の数はどうなっていますか。また、その根拠を示すことができるか。				
エ) 航空機用救命無線機とはどのようなものか、簡単に説明できるか。航空機用救命無線機は電波を発射する装置ですが法令上どのような適用を受けるか知っていますか。また、装備された当該無線機が許可を受けていることを示すことができるか。				
オ) 受審機に搭載している航空機用救命無線機の飛行前の点検要領について説明できるか。また、その点検要領で注意すべき事項について説明できるか。				
カ) 航空機用救命無線機を誤発射させてしまった場合、どのようにしますか。通報先はどうやって調べますか。				
キ) 本日の審査飛行に搭載する法定救急用具が重量及び重心位置にどのように反映されているか示すことができるか。				

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ内容）	
	適	適 (助言)	未回答		
1：運航に必要な最新の知識（続き）					
1－2 一般知識 ・被審査者の状況により、次のいずれかに☑すること。 ☐ 安全講習会受講により確認済 ☐ 安全講習会受講後の変更有 ※口述ガイダンス「第2部1－2．一般知識」から該当の変更事項を質問 ☐ 安全講習会未受講 ※口述ガイダンス「第2部1－2．一般知識」から適宜（5問以上を目安）質問					
1．有視界飛行方式に関する諸規則					
（1）操縦者の見張り義務及びその目的について説明できるか。					
（2）航空図の判読 地図を示して、下記の情報を判読させ、当該情報の AIP 該当箇所を指定させる。 1）飛行場の諸元、NAV AIDS の周波数 2）空域関連（空域の分類及び飛行に係る制限） ア）航空交通管制圏 イ）航空交通情報圏 ウ）特別管制空域 エ）航空交通管制区（*進入管制区含む） オ）ターミナルコントロールエリア(TCA) カ）民間訓練試験空域 キ）禁止、制限及び危険区域 ク）飛行中に危険性のある情報について 3）飛行位置を示して、最寄広域対空援助業務実施機関周波数					
（3）VFRで飛行しているとき、入域前に通信設定又は許可を受けなければならない空域等について航空図を参照して答えさせる。					
（4）最低安全高度及びVMC気象条件について航空図で位置を想定して答えさせる。					
（5）「飛行援助用航空局」の活用について 普段の飛行でどのように活用しているか、また最新の設置状況はどのように確認しているか答えさせる。					
（6）特別有視界飛行方式（Special VFR）について以下の質問の内1つを答えさせる。 1）特別有視界飛行方式(Special VFR)の許可を受けて飛行する場合の気象条件を述べよ。 2）管制圏・情報圏の通過が許可される特別有視界飛行方式（Special VFR）条件を述べよ。					

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ 内容）
	適	適 (助言)	未回答	
(7) フライトプラン(航空法第 97 条及び第 98 条関連)について				
1) あなたはフライトプランの通報をどのように行っていますか				
2) スルーフライトプランとはどのようなものか知っていますか				
3) 地上において到着の通知を行うことが困難である場外離着陸場を目的地とし、引き続き当該場外離着陸場から離陸した後にその上空から広域対空援助業務実施機関を経由して当該場外離着陸場への到着の通知を行うことを予定する飛行計画の記入要領と飛行時の注意事項について説明できるか。				
4) あなたはフライトプランのクローズ（到着の通知）をどのように行っていますか。また、フライトプランのクローズを怠ると「捜索救難が発動される」ことを知っていますか。				
2. 航空交通管制方式				
(1) TCA, RADAR, ACC など、VFR レーダーアドバイザリーとの交信要領について説明できるか。				
(2) V F R 飛行中における気象情報の入手要領 気象情報が入手可能な機関のコールサインや周波数について確認				
(3) 無線機故障時の飛行要領 野外航法の間地点で無線機故障に陥った場合の処置について説明できるか。				
(4) 燃料欠乏時の通報 燃料欠乏による緊急状態の宣言に使う用語は何か。				
(5) ロストポジション時の措置 航法機器の故障その他の理由によって、自機の現在位置が不明確になった場合の措置について説明できるか。				
(6) 滑走路等からの離着陸許可に係る用語について 1) 滑走路からの離陸許可に係る用語について説明できるか。 2) 離陸後の旋回又は直線出発等を要求した出発機に対しての離陸許可に係る用語について説明できるか。 3) 滑走路への着陸許可(ローアプローチ/タッチアンドゴー/ストップアンドゴー/オプションアプローチの各許可含む。以下同じ。)に係る用語について説明できるか。 4) 飛行場内の滑走路以外の離着陸場におけるヘリコプターの離陸許可に係る用語について説明できるか。 5) 飛行場内の滑走路以外の離着陸場におけるヘリコプターの着陸許可に係る用語について説明できるか。 注) 4) 5) の質問については、飛行機の操縦者であっても回転翼航空機にかかる用語を正しく理解することで、聞き間違い等のリスクを軽減することを目的とする				

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対するフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	未回答	
3. 運航用飛行場予報気象通報式				
(1) T A F の発表時刻はいつか。				
(2) T A F の有効期間は発表時刻から何時間か。				
4. 航空保安施設の特性と利用法 普段使用する空港周辺の航空保安施設の特性や利用方法（改廃、一時休止等を含む）について説明させる。				
5. 搜索救難に関する規則 飛行計画上の到着予定時刻からの遅延と搜索救難				
6. 遭難／緊急の通報の要領について				
(1) 遭難／緊急の通報の要領を述べよ。				
(2) 遭難／緊急の通信の伝送要領を述べよ。				
7. 人間の能力及び限界に関する事項				
(1) 低酸素症				
(2) 潜函病（減圧病）				
(3) 飛行中の一酸化炭素中毒				
(4) 飛行中の錯覚（空間識失調、傾斜錯覚、着陸失敗をもたらす錯覚）				
8. その他運航に必要な事項				
(1) 後方乱気流の回避 後方乱気流の発生状況、影響、運航上の注意事項、回避要領などを説明できるか。				
(2) 空中衝突の予防 航空機衝突防止装置（TCAS）の概要（作動原理及び発出される２種類のアドバイザリー）について簡単に説明できるか。 注）TCA アドバイザリー等の積極的な活用について周知				
(3) 航空機に備え付ける書類（航空法第 5 9 条関連）について 航空機に備え付ける書類について説明できるか。				
(4) 航空安全情報自発報告制度（VOICES）について（AIC 2014.8.21） 1) どのような制度ですか。 2) どのような内容をどこに報告するのですか。 3) 航空安全情報自発報告制度（VOICES）の運営機関が web で公表している「共有情報：FEEDBACK」に整理された小型機の運航に係る内容を閲覧したことはありますか。				
(5) 無人航空機との衝突・接触に係る報告制度の制定[2015.12.9]				
1) 運航中の航空機に無人航空機(ドローン等)が衝突・接触した場合や、そのおそれがあった場合の報告制度(報告の対象・報告の内容・報告方法および報告先)について具体的に説明できるか。				

科目／審査項目	チェック欄			所見（理解不足に対 するフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	未回答	
1：運航に必要な最新の知識（続き）				
1－3 航空機事項等				
※口述ガイダンス「第2部 1－3. 航空機事項等」から適宜（5問以上を目安）質問（ただし、下線部の項目は必ず質問すること）.				
1－3 航空機事項等 審査に使用する航空機について次の事項を質問する。				
1. 性能、諸元、運用限界等				
（1）離陸性能 ・離陸性能に影響を与える要素について質問する。 ア. 気温、気圧高度 イ. 機体重量 ウ. 風向風速				
（2）上昇性能 ・Vx、Vy の意味と高度による変化について質問する。 ・上昇率、上昇時間、距離等を性能表から算出させる。				
（3）発動機の運用限界 ・最大離陸出力の運用限界時間、連続上昇出力等				
2. 通常操作の手順 （1）防氷装置、ヒーター、デフロスター等の使用 （2）FMS、オートパイロット等が装備されていればその使用要 領 （3）その他、特定操縦技能審査において実施しない手順で確認 が必要と思われる通常手順について質問する。				
3. その他必要な事項				
<u>（1）離陸中止</u> ※口述審査で実施すること ・離陸中止すべき状況、手順と注意事項				
<u>（2）着陸復行</u> ※口述審査で実施することもできる ・着陸復行の操作及び注意事項 ※実技審査又は口述審査で必ず実施し、いずれかのチェックリストで✓ すること				
（3）失速等 ・使用機の失速警報装置及び失速の兆候について ・推奨される回復手順について ・スピンの兆候と回復操作 ・異常姿勢からの回復要領と注意事項				

科目／審査項目	チェック欄			実技	所見（理解不足に対するフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	未回答 (不適)		
7. 異常時及び緊急時に必要な知識					
<u>7－1 諸系統又は装置の故障</u> ※実技審査で実施することもできる ※実技審査で実施した場合、「実技」欄にも✓すること。（「未回答」は「不適」に読み替える） 次の装置又は系統のうち、 <u>3種類以上</u> についての装置等の概要、故障時の判断と操作の手順を質問する。 <u>※実技審査又は口述審査で必ず実施すること。</u>					
(1) 動力装置 ・エンジン出力の低下が発生した場合の措置 ・不時着を判断した場合の手順及び不時着場の選定要領 ・滑油温度の上昇、滑油圧力の低下の場合の措置					
(2) 電気系統 ・低電圧警告灯が点灯した場合の措置					
(3) 油圧系統 ・ハイドロリーク時の措置					
(4) 燃料系統 ・燃料ポンプの操作手順とポンプ不作動時の措置 ・燃料偏減り時の措置、リーク時の措置					
(5) 着陸系統 ・着陸装置に不具合が発生したときの措置					
(6) 高揚力系統 ・フラップ等に不具合が発生したときの措置					
(7) 防氷系統 ・キャブアイスの発生しやすい環境、発生兆候と措置 ・主翼、プロペラへのアイシング発生と措置 ・ピトーヒートの使用要領					
(8) 与圧系統					
(9) その他 ・火災発生時の措置等について質問する。					
<u>7－2 離陸中のエンジン故障</u> ※口述審査で実施すること 離陸直後においてエンジン故障等が発生した場合の対応について質問する（不時着場の選定を含む。）。					

実技審査

・実際に審査を行った審査項目について、以下に基づき該当する欄に「✓」すること。

「適」：判定基準を満足した場合

「適（助言）」：判定基準を一時的に逸脱したが、助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合

「不適」：判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合

なお、審査項目が対象外（未実施）である場合は、「非該当」欄に「✓」すること。

※判定基準等は、特定操縦技能審査実施細則を参照すること

・所見、助言等を行った場合は、「所見」欄にその内容を記載すること

科目／審査項目	チェック欄			非 該 当	所見（理解不足に対す るフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	不適		
2：飛行前作業					
2－1 証明書・書類					
（１）航空機登録証明書の登録記号が当該航空機のも的一致しているか確認させる。					
（２）耐空証明書の登録記号が当該航空機のも的一致しているか、耐空類別は何か、耐空証明は有効であるかを確認させる。					
（３）運用限界等指定書を確認させる。					
（４）航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。					
2－2 重量・重心位置等					
（１）審査に使用する航空機の飛行規程、計算表等から重量及び重心位置を計算させる。					
（２）必要滑走路長を計算させ、答えさせるとともに使用予定の滑走路長から離陸・着陸が可能か判断させる。					
（３）使用する燃料及び滑油の種類、搭載量及びその品質を確認させる。					
2－3 航空情報・気象情報					
（１）必要な航空情報を入手させ、飛行に関する事項を説明できるか。					
（２）必要な気象情報を入手させ、天気概況、使用空港等、使用空域等の状況及び予報を説明できるか。					
2－4 飛行前点検					
（１）航空機の外部点検及び内部点検をさせる。					
（２）点検中、諸系統及び諸装置について質問する。					
2－5 始動・試運転					
始動及び試運転を行わせる。					

科目／審査項目	チェック欄			非 該 当	所見（理解不足に対するフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	不適		
3． 空港及び場周経路における運航					
3－1　地上滑走（水上滑走）					
管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。 ・概ね誘導路中心線上を滑走出力で滑走でき、滑走速度は安全上支障なく停止できる速度 ・ライドオンブレーキ（ブレーキを常にかけた状態）でないこと ・特に小型機においては風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること					
（水上機の場合）次の項目を行わせる。 ・追い風、横風中の滑走 ・風下側への旋回、漂流及びブイ埠頭へのドッキング					
3－2　場周飛行及び後方乱気流の回避					
所定の方式に従って場周経路を飛行させる。 ・場周経路は管制機関からの指示等がない場合は被審査者の計画による ・適切な見張りができること ・速度は次の順位で上位のものを基準とする a 運航会社等の設定した速度、 b 製造者の推奨する速度、 c 被審査者の決定した速度					
（被審査者が計器飛行方式による運航を常とする場合） 上記場周飛行に代えて精密進入を実施することができる。 ・速度は次の順位で上位のものを基準とする a 運航会社等の設定した速度、 b 製造者の推奨する速度、 c 被審査者の決定した速度					

科目／審査項目	チェック欄			非 該 当	所見（理解不足に対す るフォローアップ内容）
	適	適 (助言)	不適		
4 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止					
4－1 通常の離陸（離水）及び上昇					
所定の方式により通常の離陸（離水）を行わせる。 ・滑走中は風上側にエルロンを使用して、機体を水平に保つこと ・飛行規程に示された方法により方向を適切にコントロールすること ・飛行規程を元に被審査者が計画した速度でローテーションを開始すること ・過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること					
（水上機の場合） 向かい風及び軽微な横風中の離水のほか、可能ならばうねりのあ る水面からの離水を行わせる。					
4－2 通常の進入及び着陸（着水）					
所定の方法により通常の進入及び着陸（着水）を行わせる。 ・風向、風速を考慮してベースターンの位置を決定 ・ベースレグでは風向、風速を考慮してパスを飛行 ・ファイナルターンでは30度を超えるバンクをとらない ・ファイナルレグでは『最終進入速度は所定の形態における失速速度の1.3 倍か、製造者が設定した速度』を元に被審査者が計画した速度を維持して 飛行規程を元に被審査者が計画したパスを飛行 ・接地点は次のいずれか最も滑走路進入端に近い点を越えないこと a 進入端から滑走路長の1/3の点 b 最も進入端から遠い進入端側の接地帯標識の終端 c 出発端から飛行規程により算出した着陸必要滑走路長だけ進入端側に寄った点 ・接地は概ねセンターライン上に滑走路方向と平行に実施する。ただし、飛 行規程にクラブ状態での接地が定められている場合は、飛行規程に従うこ と ・着陸滑走は概ねセンターライン上を行い、安全に減速すること					
4－3 着陸（着水）復行					
通常の着陸進入中、対地高度50フィート以下で着陸復行を指示 し着陸(着水)復行を行わせる。 ※口述審査で実施することもできる。 ※口述ガイダンス「第2部 1－3 3. その他必要な事項（2）着陸復 行」に従って質問する場合、口述審査チェックリストに記録すること。					
4－4 離陸中止					
口述ガイダンス「第2部 1－3 3. その他必要な事項（1） 離陸中止」に従って質問する。	口述審査チェックリ ストによる。				

科目／審査項目	チェック欄			非 該 当	所見（理解不足に対するフォローアップ内容）		
	適	適 （助言）	不適				
5 基本的な計器による飛行							
5-1 レーダー誘導による飛行							
機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。 - 被審査者に機位が不明となった状況を与える - 被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する 500 フィート以上の高度変更及び 90 度以上の針路変更の指示を行う - 被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する （注）高度変更と旋回の指示は同時には行わない。フードの使用は被審査者の任意による							
6 飛行全般にわたる通常時の操作							
6-1 通常操作							
規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。 （操縦に 2 人を要する航空機） - スタンダードコールアウトや規程等に従った操作が正しく実施できるか確認する （1 人で操縦できる航空機） - 規程等に従った操作が正しく実施できるか確認する							
7 異常時及び緊急時に必要な知識							
7-1 諸系統又は装置の故障							
口述ガイダンス「第 2 部 7-1. 諸系統又は装置の故障」に従って質問する。※実技審査で実施することもできる。			口述審査チェックリストによる。※実技審査で実施した場合、「実技」欄にも✓すること。				
7-2 離陸中のエンジン故障							
口述ガイダンス「第 2 部 7-2. 離陸中のエンジン故障」に従って質問する。※口述審査で実施すること。			口述審査チェックリストによる。				
8 航空機乗組員間の連携 ※操縦に 2 人を要する飛行機に限る							
8-1 乗員間の連携等							
機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。							

総合判定 （全体的な操縦・知識の熟練度、得意・不得意な分野等を記載）

※審査員は本チェックリストを当該審査をした日から起算して少なくとも 2 年間保存すること。